

会派名称	幹事長	所属議員				
ねやがわ未来	井川 晃一	金子 英生	北川 健治	北川 光昭	森本 雄一郎	山崎 菊雄
		西尾 勝成	馬場 才	板東 敬治	久野 須賀子	吉羽 美華
公明党	野々下 重夫	池添 義春	岡 由美	高見 雄介	辻谷 恵一	村上 順一
大阪維新の会	元橋 理浩	奥 大輔	中川 健	中谷 剣将	福田 篤志	
日本共産党	太田 とおる	中林 かずえ				

5月15日の全員協議会で寝屋川市議会の新しい会派構成が確認されました（上記表参照）。
 今回は、ねやがわ未来という11名の最大会派ができました。自民党、立憲民主党、無所属議員で構成されています。
 残りの三会派は公明党、大阪維新の会、日本共産党所属の議員がそれぞれ会派を組んでいます。
 寝屋川市議会では定数が36名だった時から、会派は3名以上と規則で決められているため、日本共産党議員団は2名で2人会派と位置づけられて正式な会派とは少し異なります。
 具体的には、会派代表者会議にはオブザーバー参加。会派代表質問は会派でないため、資格があたえられません。また、2人なので議会運営委員会に委員を選出できません。

日本共産党 街頭演説
**市民と野党の共闘でアベ政治退場
希望ある新しい政治を**
5月23日(木) 午後6時 なんば高島屋前

志位和夫
日本共産党中央委員会書記長

憲法9条守り、消費税10%ストップ!

太田とおる
日本共産党大阪府委員会書記長

山下よしき
日本共産党大阪府委員会副書記長

たつみコータロー
日本共産党大阪府委員会幹事長

発行:日本共産党大阪府委員会
 2019年5月9日 No.306

大阪市立王寺交差点南側TEL 06-6762-4771 FAX 06-6762-4659 E-mail:jcp-ossaka.jp URL http://www.jcp-ossaka.jp/ 携帯サイト http://www.jcp-ossaka.jp/

5月15日の全員協議会で寝屋川市議会の新しい会派構成が確認されました（上記表参照）。
 今回は、ねやがわ未来という11名の最大会派ができました。自民党、立憲民主党、無所属議員で構成されています。
 残りの三会派は公明党、大阪維新の会、日本共産党所属の議員がそれぞれ会派を組んでいます。

また、意見書の提出も4名以上の提案者がいるために提案するできない状況になります。ご理解をお願いします。

日本共産党議員団としては定数24名にふさわしい議会規則の改正を求めていきたいと考えています。

5月市議会臨時会		
5月21日	本会議	10時から
5月23日	本会議	10時から

役員改選・議長等の選出



発行 日本共産党
 寝屋川市会議員団
 072-824-1181
 (内線2399)
 FAX : 824-7760
 №.3173



太田とおる
 高柳2-49-2
 080-3818-9722



中林かずえ
 宝町4-33
 090-3944-8385

市内在住 A子さん 40歳から意見が寄せられました。

今回の市会議員選挙で、当選できない次点の候補が1票差と聞き、たいへんおどろいています。

私のまわりの人から、「1票差なんてあるの」「票の再チエックをすべき」などの意見を聞きます。

これが、普通の市民感情です。

私もあらためて、1票の重みを感じています。選挙管理委員会は、有効票、無効票の再点検をぜひ、おこなうべきだと思います。

また、この問題をとおして、選挙についての市民の関心が高まればと願っています。

統一地方選が終わりました。朝の宣伝も橋の上始めました。りようやく落ち着きました。お声かけください。

5月12日生駒霊園で、大阪解放戦士の牌の合葬があり参加しました。地域のYさんやSさんも合葬されました。

政治革新の道は長く険しいけれども確実に次代へと紡がれていることを実感しました。市会議員として4期目しつかりと頑張ります。ご支援お願いします。

投票の再点検を求めます



**太田
とおる**

補正命令書では、「当選の結果に変動がある場合、当事者に直すよう命ずること」の提出を求めるなどを決めました。

会議では、投票の理由を記載することをもとめています。

再点検をおこなう場合の基準などについても議論されました

令書の回答を受けて、選挙管理委員会の會議で、協議するしました。

その結果、松尾氏に5月20日までに、「補正命令書」（書面の内容に形式的な不備がある場合、当事者に直すよう命ずること）の提出を求めるなどを決めました。

公選法第206条第1項に基づく申出期限日①②とも5月定例会・定例案件に加え、異議申出の報告要件審理⇒受理決定をし、後日臨時会において審理

異議申出に係る今後の日程（案）

日	内 容	備 考
5月7日(火) (5/6(休月)のため)	公選法第206条第1項に基づく申出期限日①②とも5月定例会・定例案件に加え、異議申出の報告要件審理⇒受理決定をし、後日臨時会において審理	告示日から14日以内
5月13日(月)	臨時会 1. 対応の協議 案1 挿正命令書により内容を補正させる。 案2 現内容のまま再点検の実施を決定 その場合、 ① 再点検の対象範囲及び点検基準を決定 ② 再点検実施日程等の決定 2. その他 ※案1の場合、補正書提出期限を設定し、提出された内容を検討する臨時会で、内容によって異議申出を却下するのか、案2に移行するのかなどを協議	
未定	再点検の実施及び決定書の作成 ※再点検要領（手引き書）等の作成及び会場、応援職員の人数等の検討	
① 5月26日 ② 6月2日	案1の場合は、左記日程は変更となる。 案2の場合は、左記①②の日程を目指す 〔異議申出に対する決定：決定書交付〕 公職選挙法第213条に基づく期限日（努力義務） ※補正命令書を出した場合左記日程より遅れる。	申出を受けた日から30日以内

1票差異議申し立て選挙管理委員会臨時会開かれる